

美浜地域における原子力防災について

令和2年12月20日

内閣府(原子力防災担当)

1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

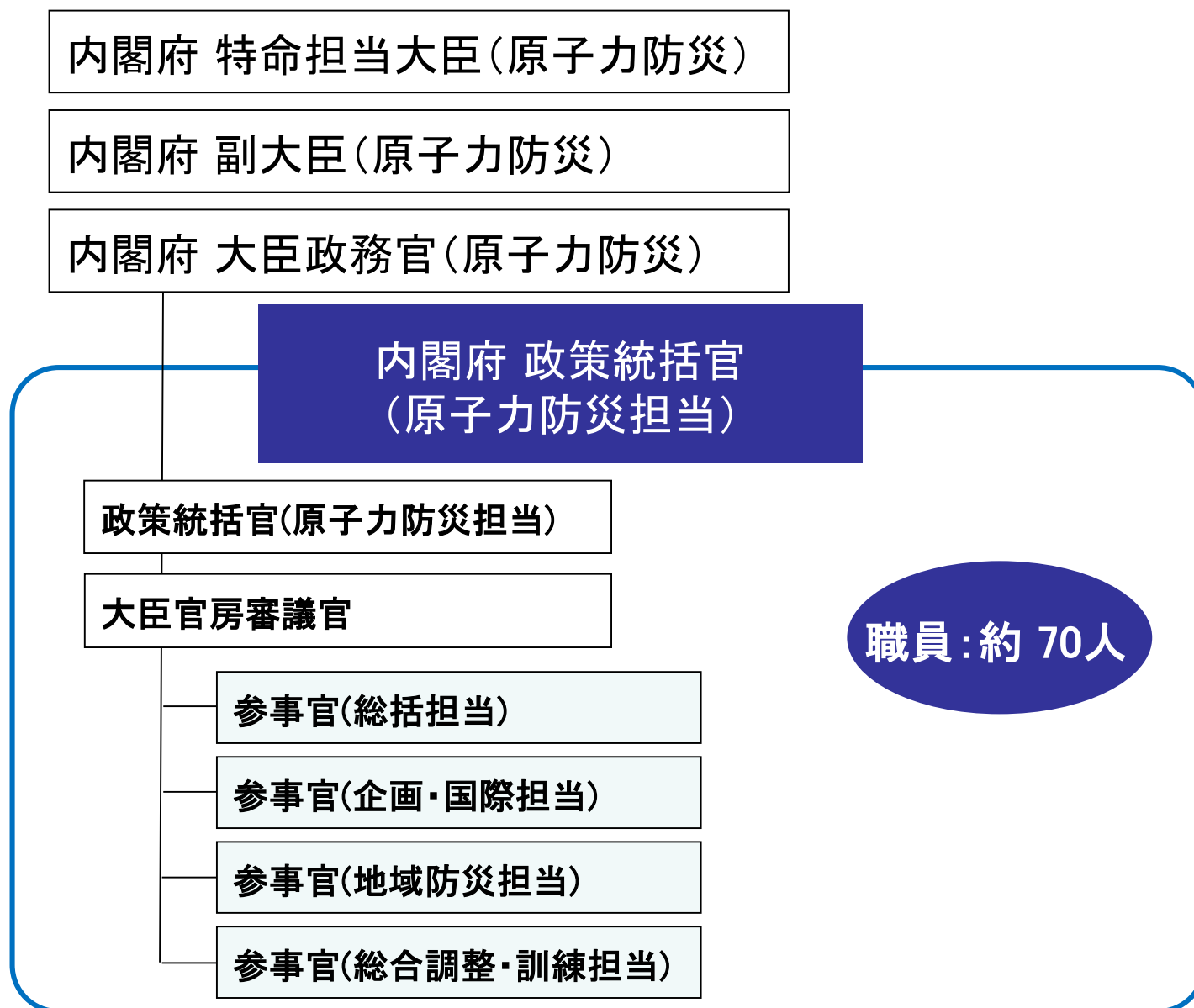
1. 内閣府（原子力防災担当）について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み

4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

◆内閣府(原子力防災担当)の組織は平成26年10月14日に発足



1. 地域防災計画の充実に向けた対応

◆自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

- 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定・充実強化の取組を実施中

2. 関係道府県への財政的支援

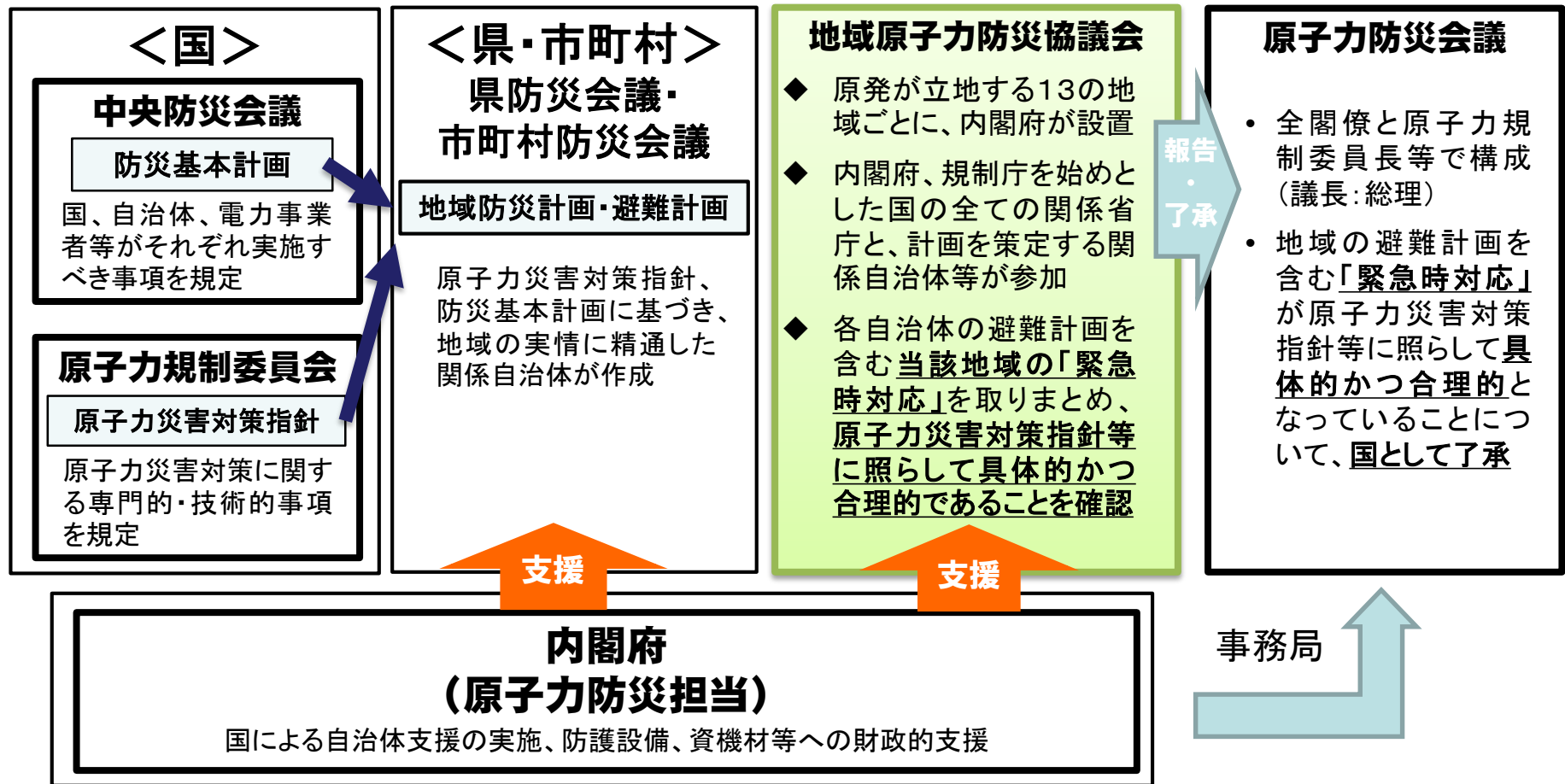
◆放射線防護のための対策等について必要な財政的支援を実施

- 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金
自治体が行う防災活動に必要な資機材（放射線測定器、防護服等）の整備 等
- 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業
避難をより円滑に実施するためのモデル実証事業
- 放射線防護対策等事業
即時避難が困難な病院等の要配慮者や住民等が屋内退避するための施設等の放射線防護対策事業 等

3. 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練の支援、防災業務関係者への研修

- ◆ 原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施
 - 令和2年度は女川原子力発電所を対象に実施
- ◆ 自治体が行う原子力防災訓練を支援
- ◆ 自治体職員等の防災業務関係者への研修を実施

1-3 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



<国による自治体支援の具体的内容>

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

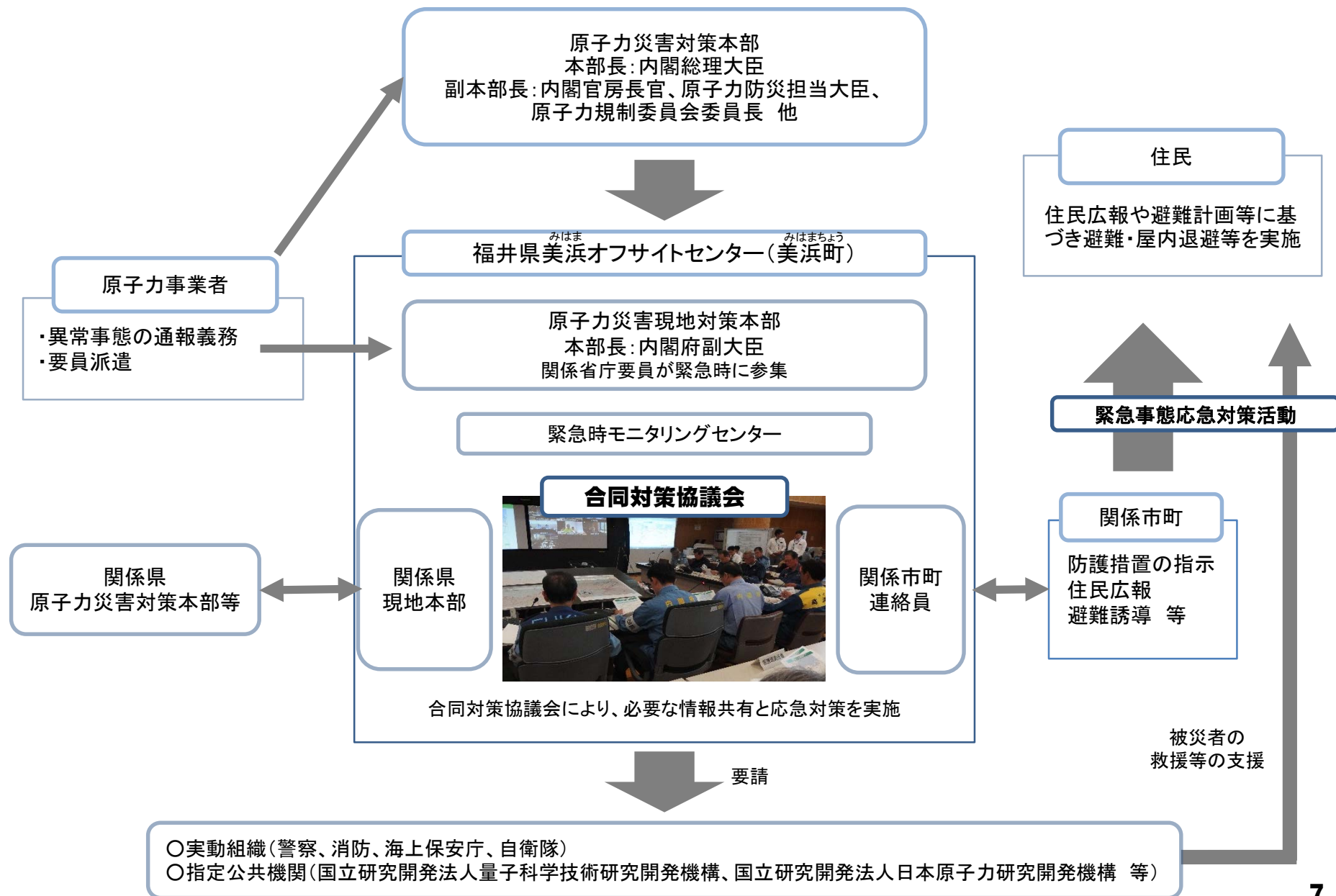
1. 内閣府（原子力防災担当）について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み

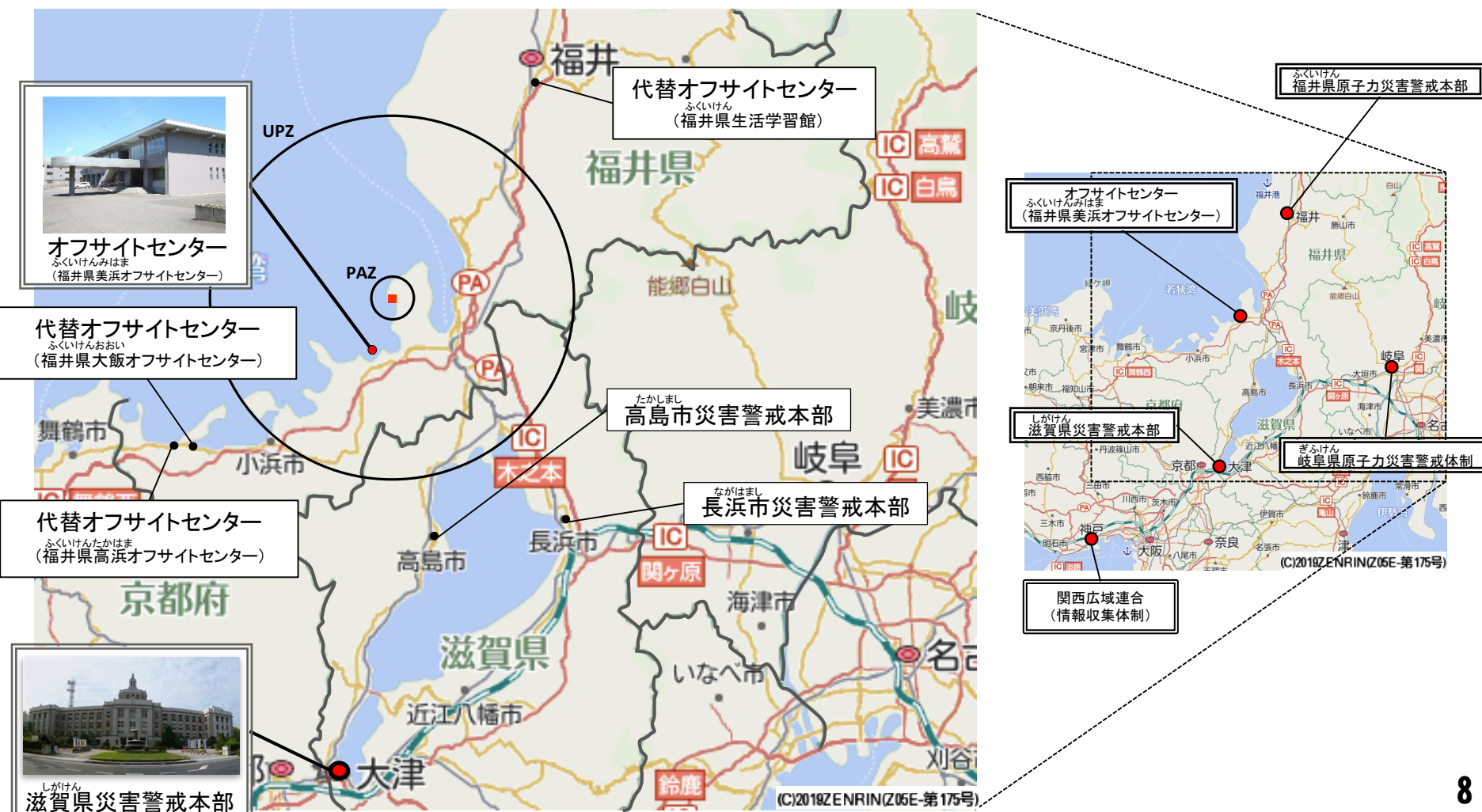
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

2-1 国の対応体制



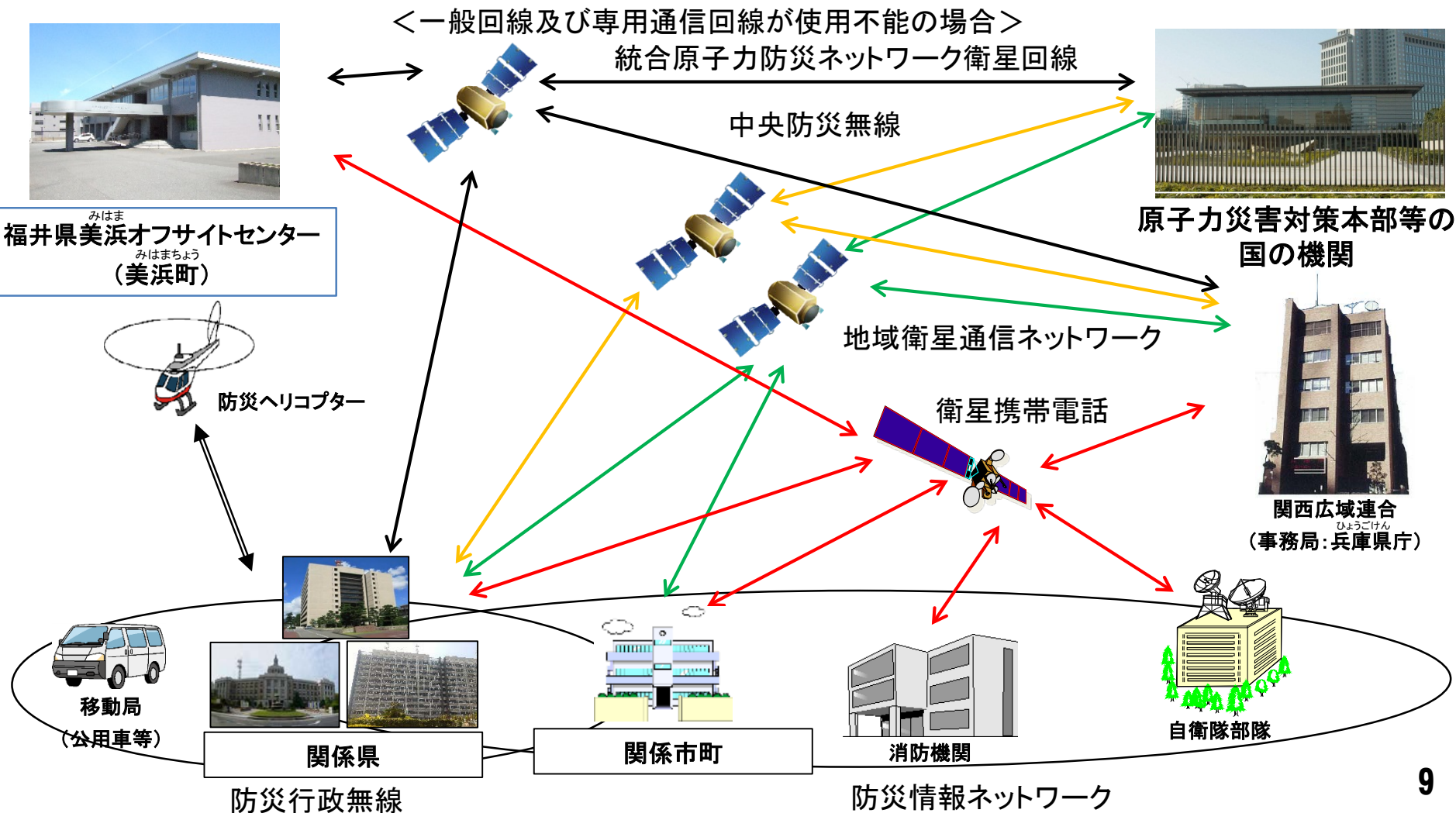
2-2 滋賀県、長浜市及び高島市の対応体制

- 滋賀県、長浜市及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。



2-3 連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



2-4 住民への情報伝達体制

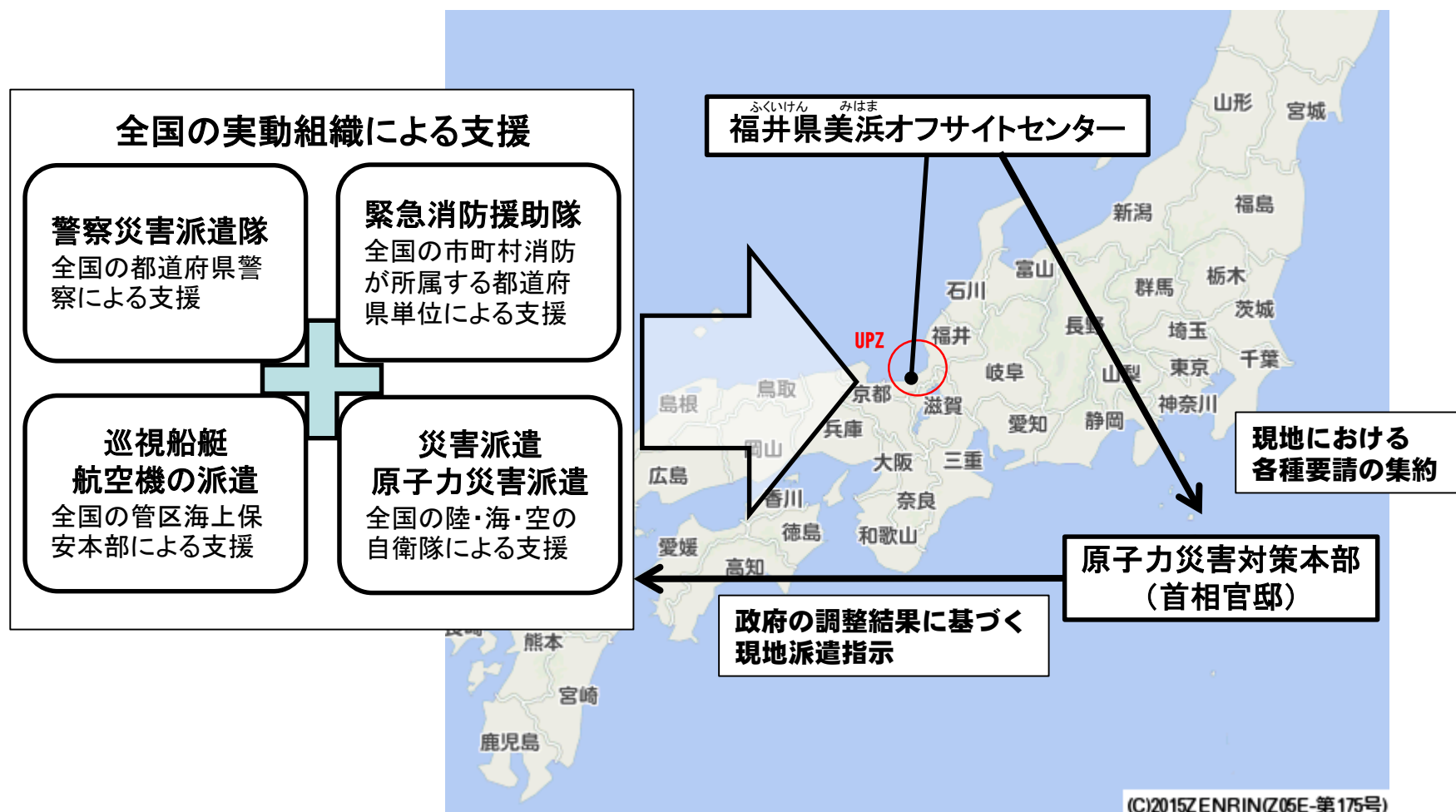
- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、関係県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



2-5 国の実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、関係県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施。**
- オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ**全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。**

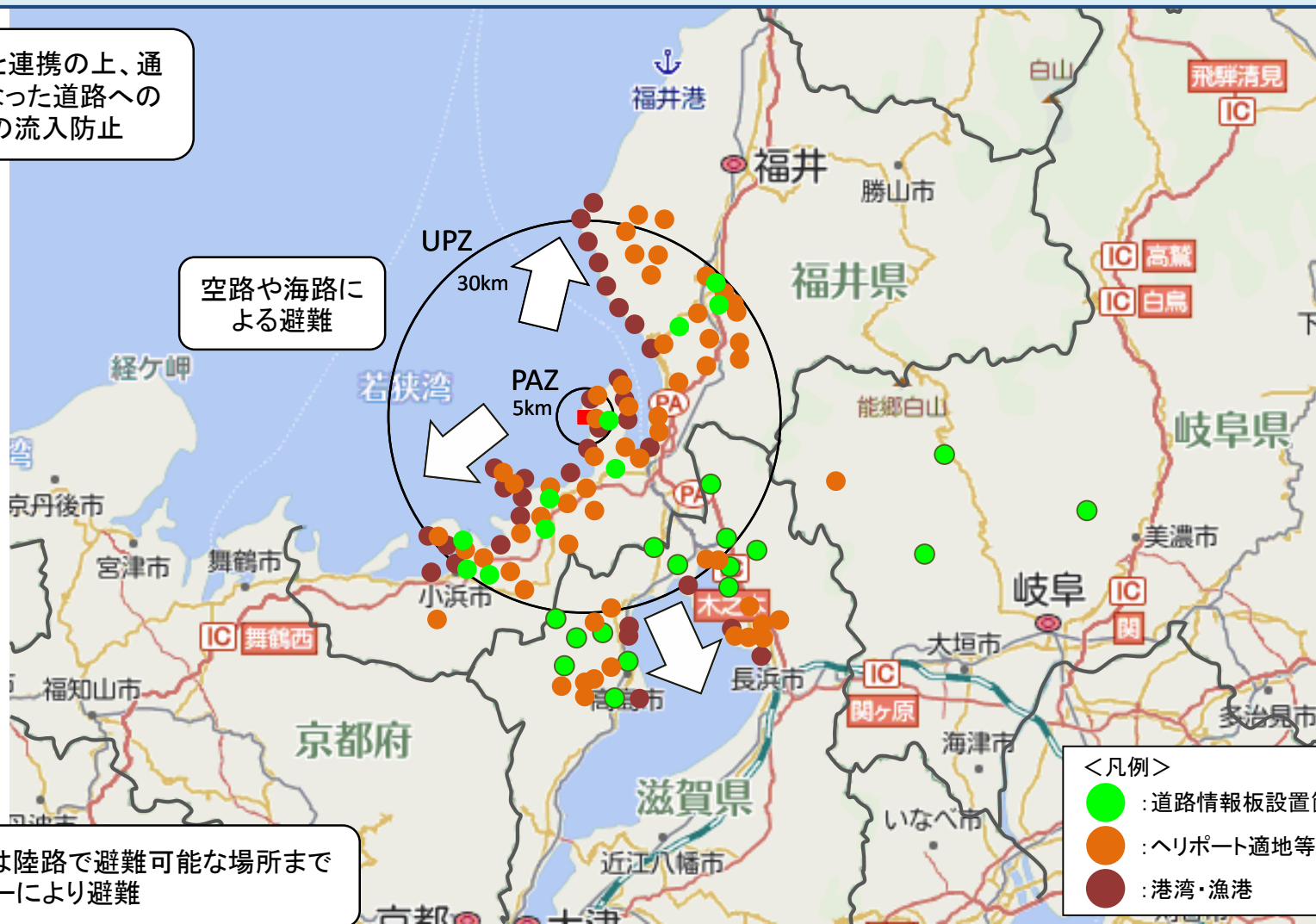


- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

空路や海路に
よる避難

避難先又は陸路で避難可能な場所まで
ヘリコプターにより避難



<凡例>

- :道路情報板設置箇所
● :ヘリポート適地等
● :港湾・漁港

➤ 福井県・滋賀県・岐阜県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

地域防災計画等の充実に向けた対応

- 原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のため、
「地域原子力防災協議会」を設置して、関係道府県・市町村の
地域防災計画・避難計画の充実化を支援。
- 同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における
対応（「緊急時対応」）が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認する。

会議体

- 福井^{ふくい}エリア地域原子力防災協議会美浜^{みはま}地域分科会

※平成30年1月より現在までに計8回開催

【構成員】

福井^{ふくい}県、滋賀^{しがけん}県、岐阜^{ぎふけん}県

内閣府(原子力防災担当)、原子力規制庁、経済産業省

オブザーバ：関西広域連合、各県警察本部、海上保安庁、
陸上自衛隊 等

○PAZ:Precautionary Action Zone

「予防的防護措置を準備する区域」

原子力発電所から概ね半径5km圏内。

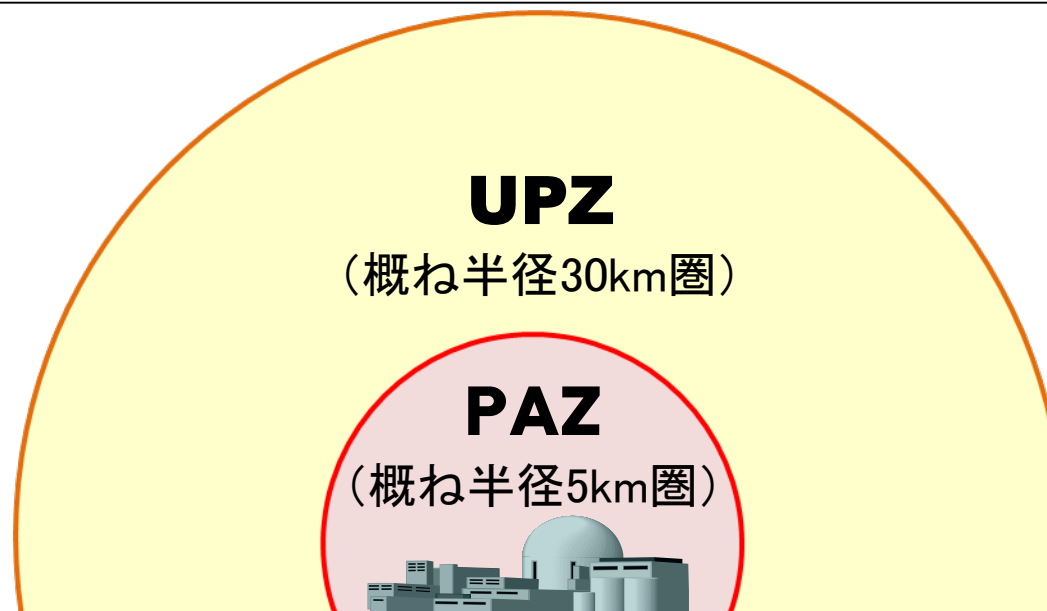
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ:Urgent Protective action planning Zone

「緊急時防護措置を準備する区域」

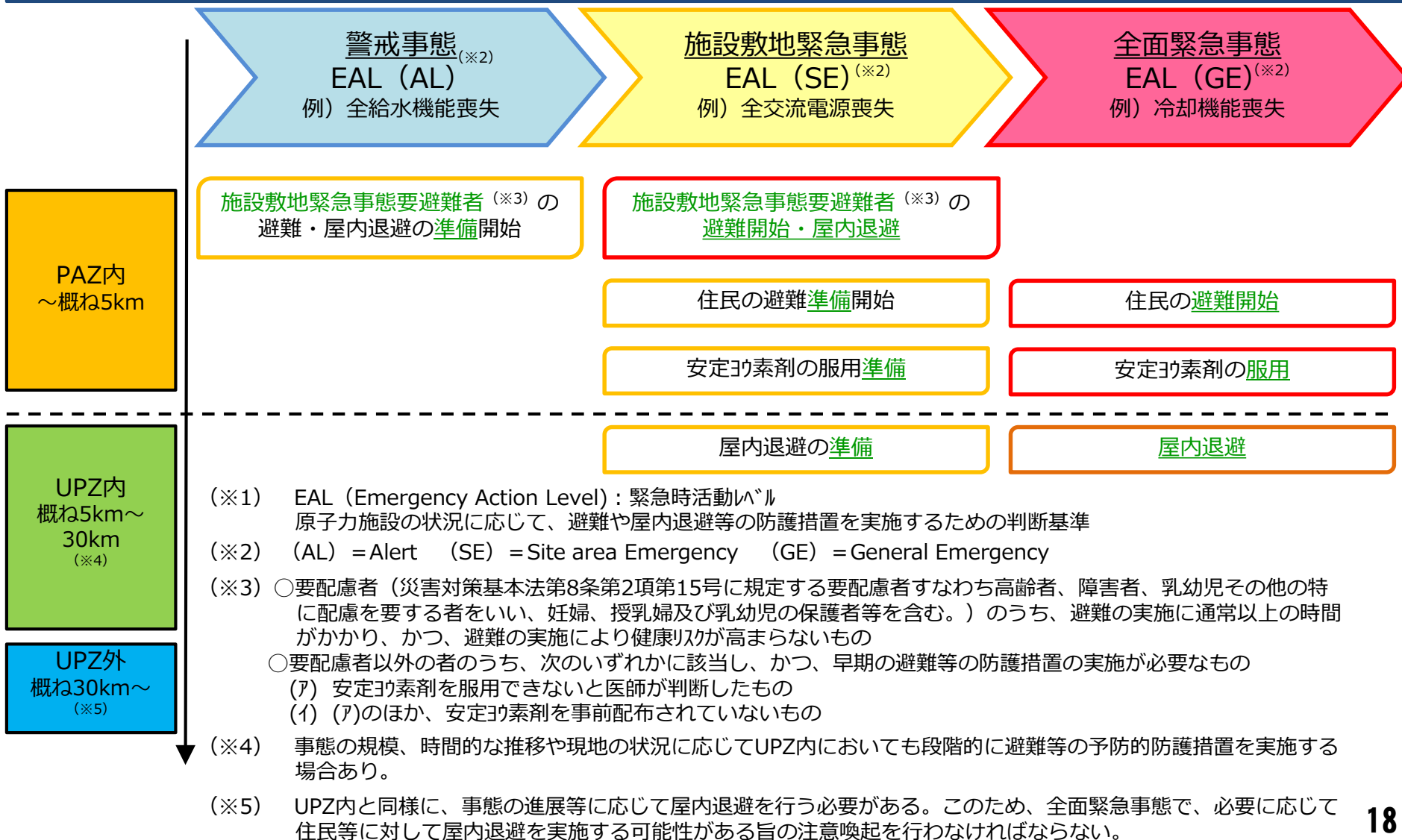
PAZの外側の概ね半径30km圏内。

- ・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
- ・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。

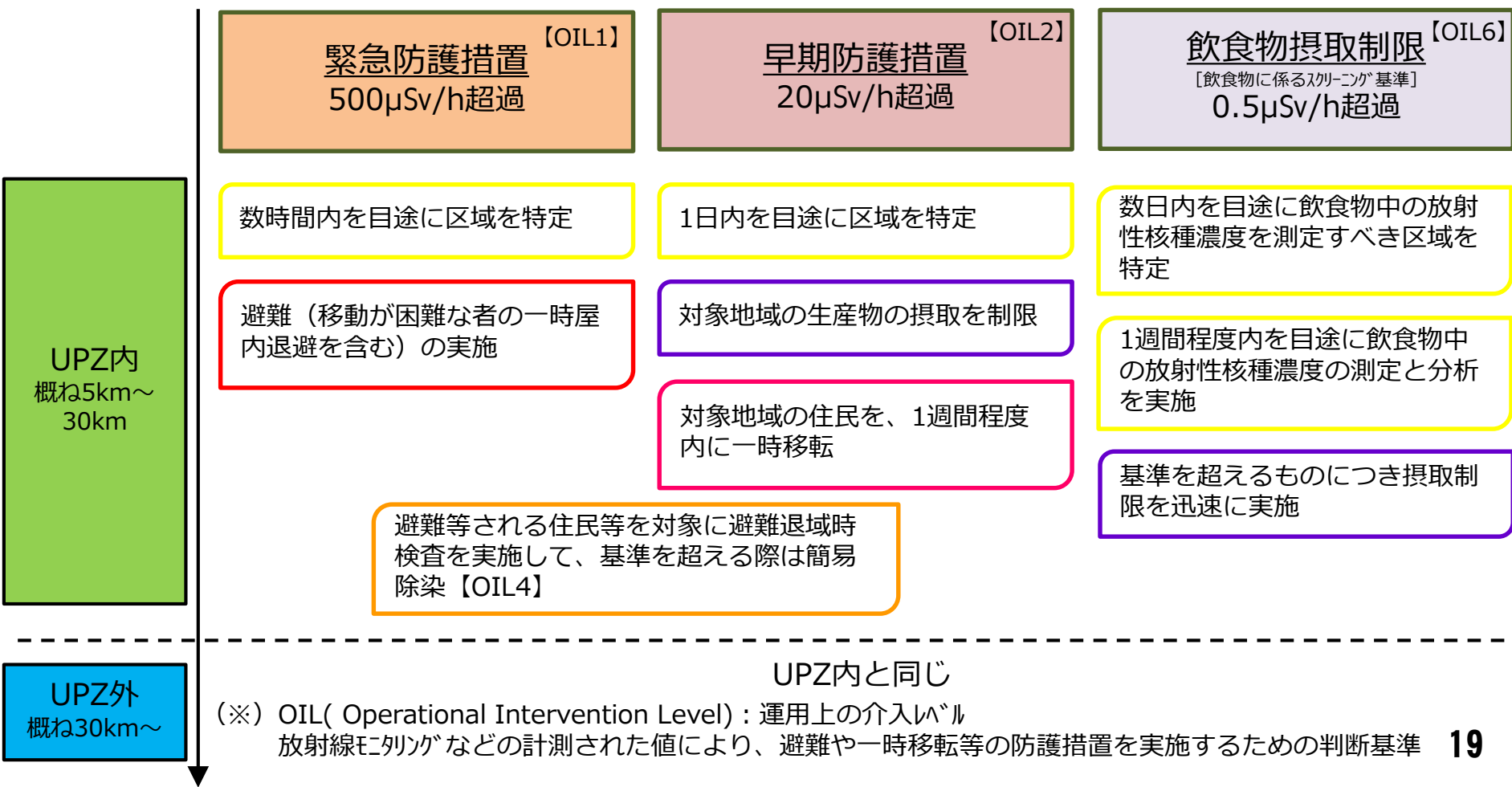


3-4 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（緊急時活動レベル：EAL（※1））

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



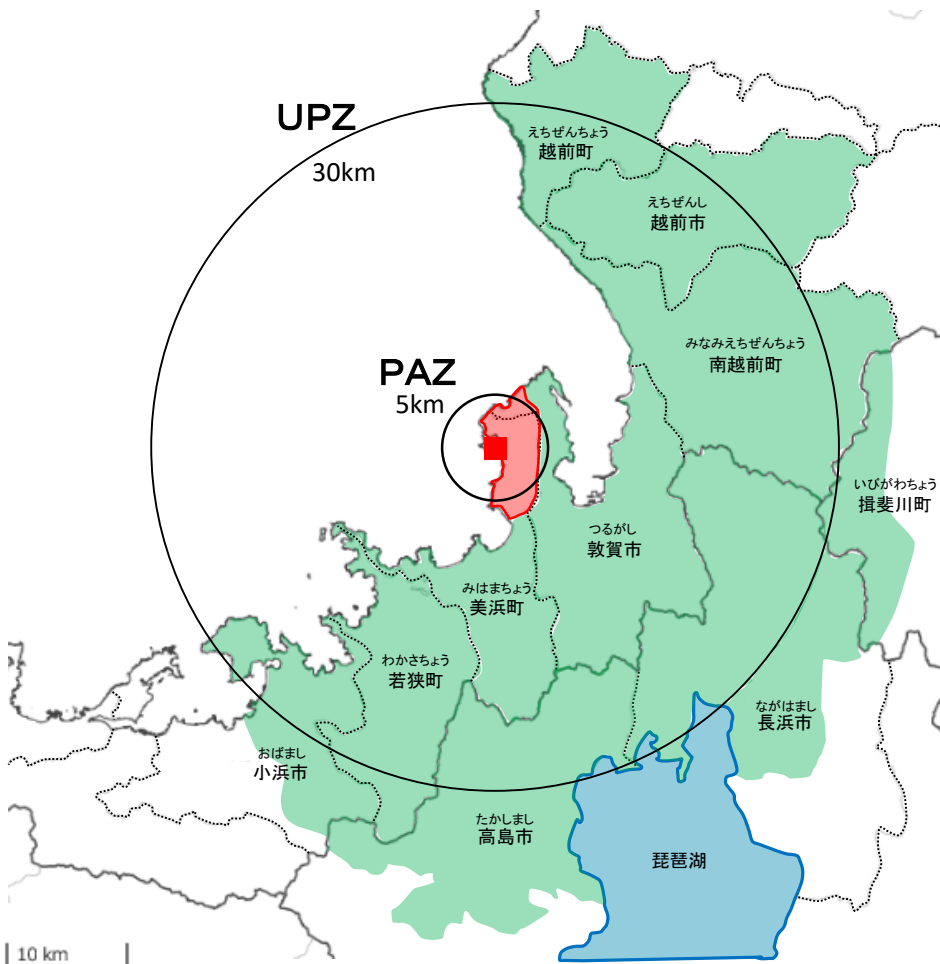
- 地域防災計画・避難計画のほか、原子力災害対策指針や防災基本計画等の考え方を踏まえ、PAZ及びUPZにおける対応、物資の備蓄・供給体制、緊急時モニタリングの体制などを関係自治体と検討。

みはま
「美浜地域の緊急時対応」の主要項目

- みはま 美浜地域の概要
- 緊急事態における対応体制
- PAZ内の施設敷地緊急事態における対応
- PAZ内の全面緊急事態における対応
- UPZ内における対応
- 冷却告示の対象である1・2号機に係る対応
- 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制
- 緊急時モニタリングの実施体制
- 原子力災害時の医療の実施体制
- 国の実動組織の支援体制

3-7 美浜地域の原子力災害対策重点区域の概要

- 美浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県美浜町及び敦賀市に、UPZ内は福井県、滋賀県及び岐阜県の5市5町にまたがる。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県:美浜町、敦賀市)

住民数: 848人

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市5町(福井県:美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町)
(滋賀県:長浜市、高島市)
(岐阜県:揖斐川町)

住民数: 278,044人

人口: 令和2年4月1日時点

3-8 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

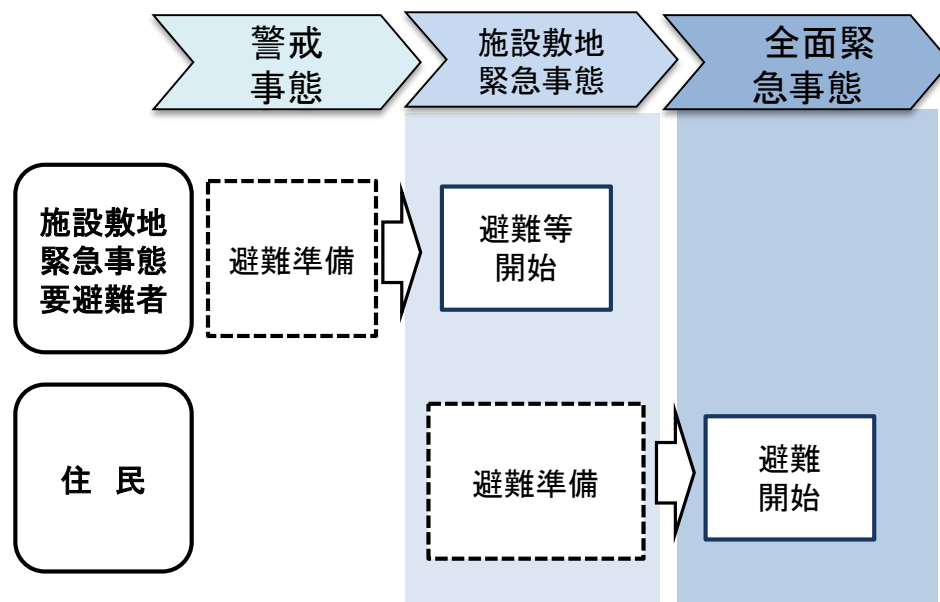
- PAZ内人口は848人、UPZ内人口は278,044人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で278,892人。

関係市町名		PAZ		UPZ		合 計	
		（概ね5km圏内）		（概ね5～30km圏内）			
ふくいけん 福井県	みはまちよう 美浜町	787 人	330 世帯	8,537 人	3,342 世帯	9,324 人	3,672 世帯
	つるがし 敦賀市	61 人	20 世帯	65,060 人	28,866 世帯	65,121 人	28,886 世帯
	わかさちよう 若狭町			14,559 人	4,996 世帯	14,559 人	4,996 世帯
	おばまし 小浜市			24,877 人	10,380 世帯	24,877 人	10,380 世帯
	みなみえちぜんちよう 南越前町			10,407 人	3,419 世帯	10,407 人	3,419 世帯
	えちぜんし 越前市			82,363 人	30,829 世帯	82,363 人	30,829 世帯
	えちぜんちよう 越前町			21,218 人	7,267 世帯	21,218 人	7,267 世帯
小計		848 人	350 世帯	227,021 人	89,099 世帯	227,869 人	89,449 世帯
しがけん 滋賀県	ながはまし 長浜市			23,750 人	9,090 世帯	23,750 人	9,090 世帯
	たかしまし 高島市			27,224 人	11,774 世帯	27,224 人	11,774 世帯
小計		—	—	50,974 人	20,864 世帯	50,974 人	20,864 世帯
ぎふけん 岐阜県	いびがわちよう 揖斐川町			49 人	27 世帯	49 人	27 世帯
小計		—	—	49 人	27 世帯	49 人	27 世帯
合 計		848 人	350 世帯	278,044 人	109,990 世帯	278,892 人	110,340 世帯

- 施設敷地緊急事態となった場合には、PAZ内の在宅の避難行動要支援者などの要避難者については、避難を開始する。
- 全面緊急事態となった場合には、PAZ内の住民は避難を開始する。

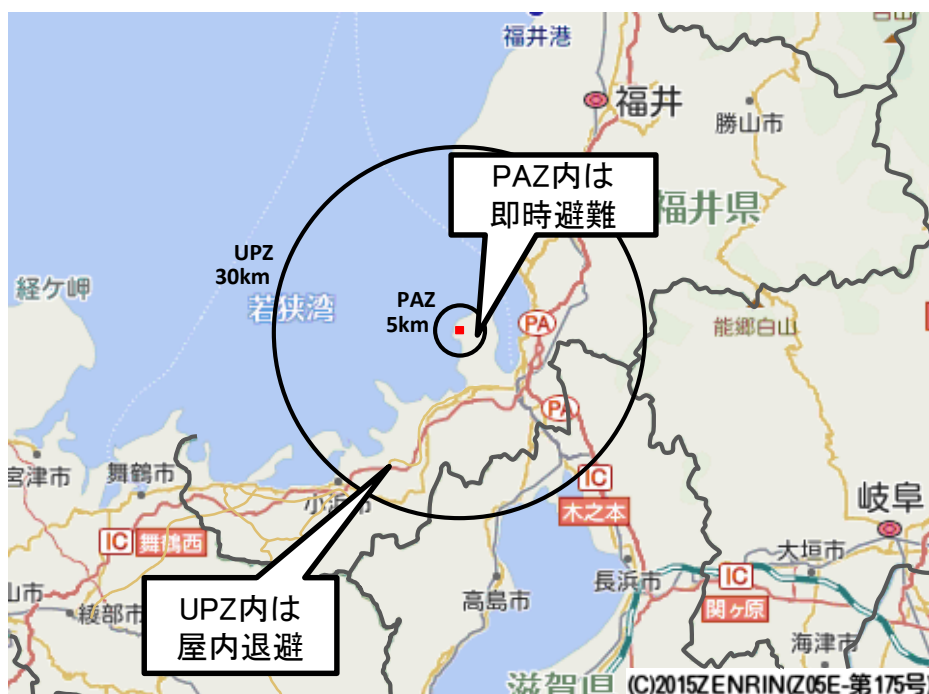


PAZ内の防護措置の基本的な流れ

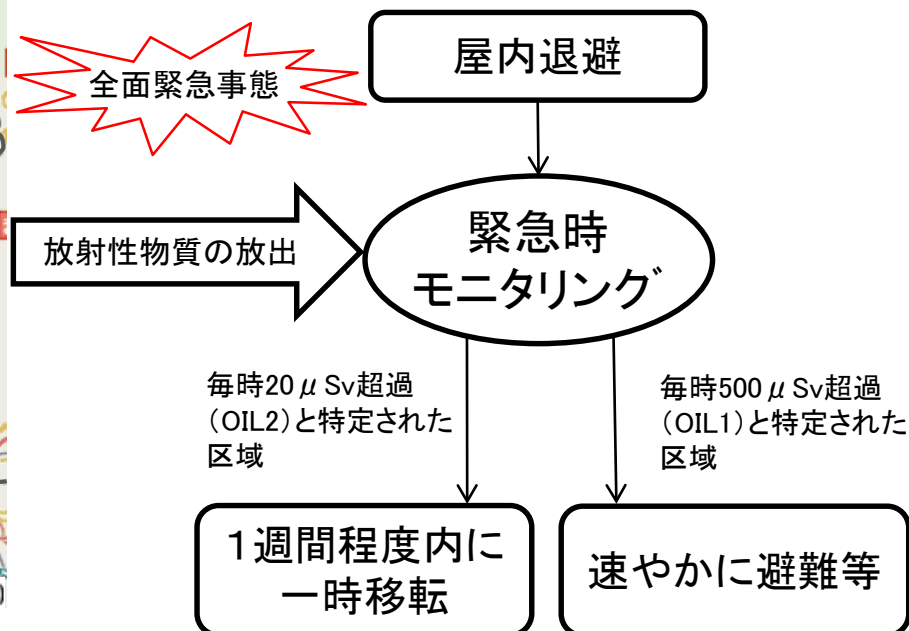


3-10 UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階で、UPZ内住民は予防的防護措置として屋内退避を開始する。
- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。OIL1に該当する毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等を行う。また、OIL2に該当する毎時20 μ Sv超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。

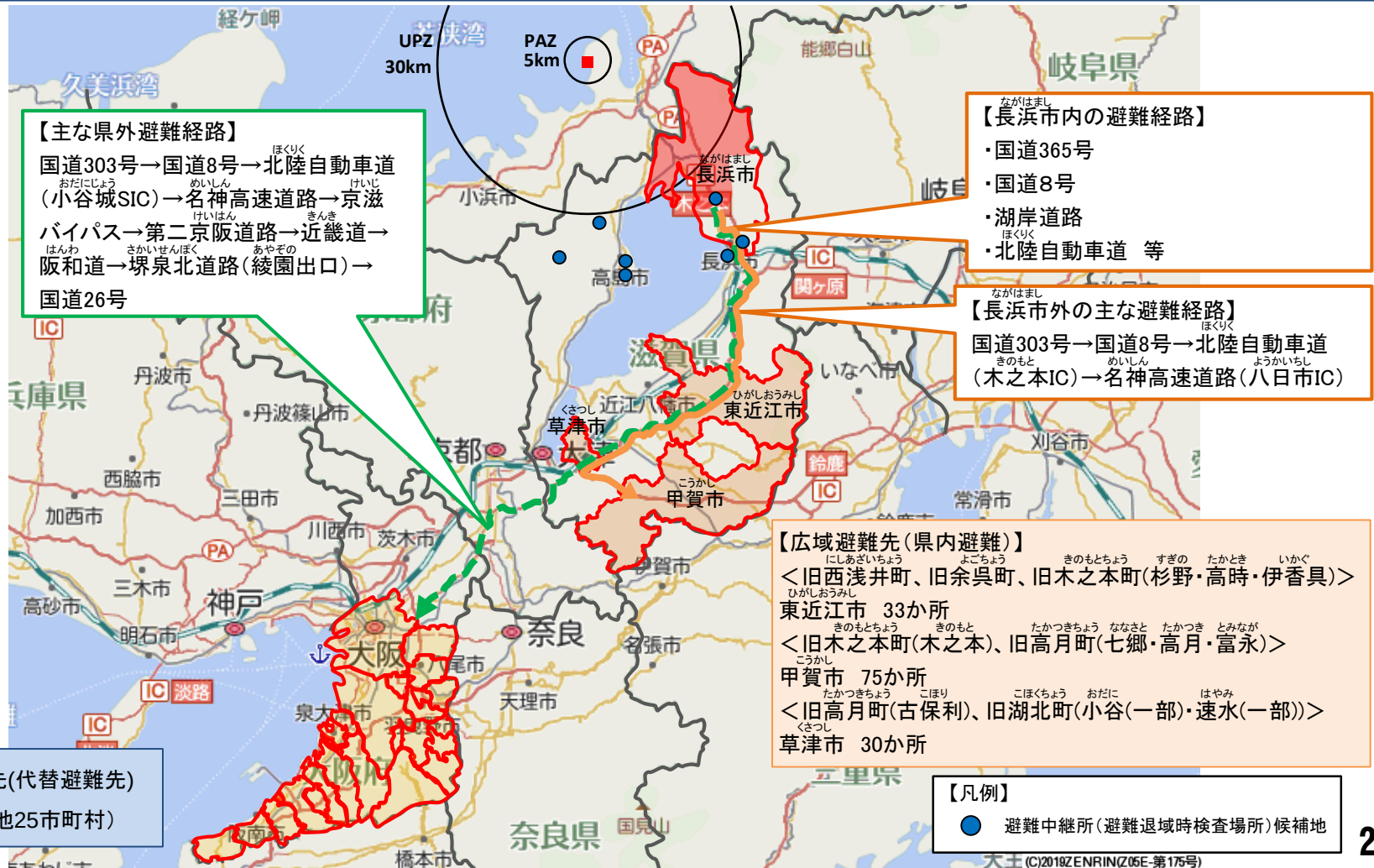


UPZ内の防護措置の基本的な流れ



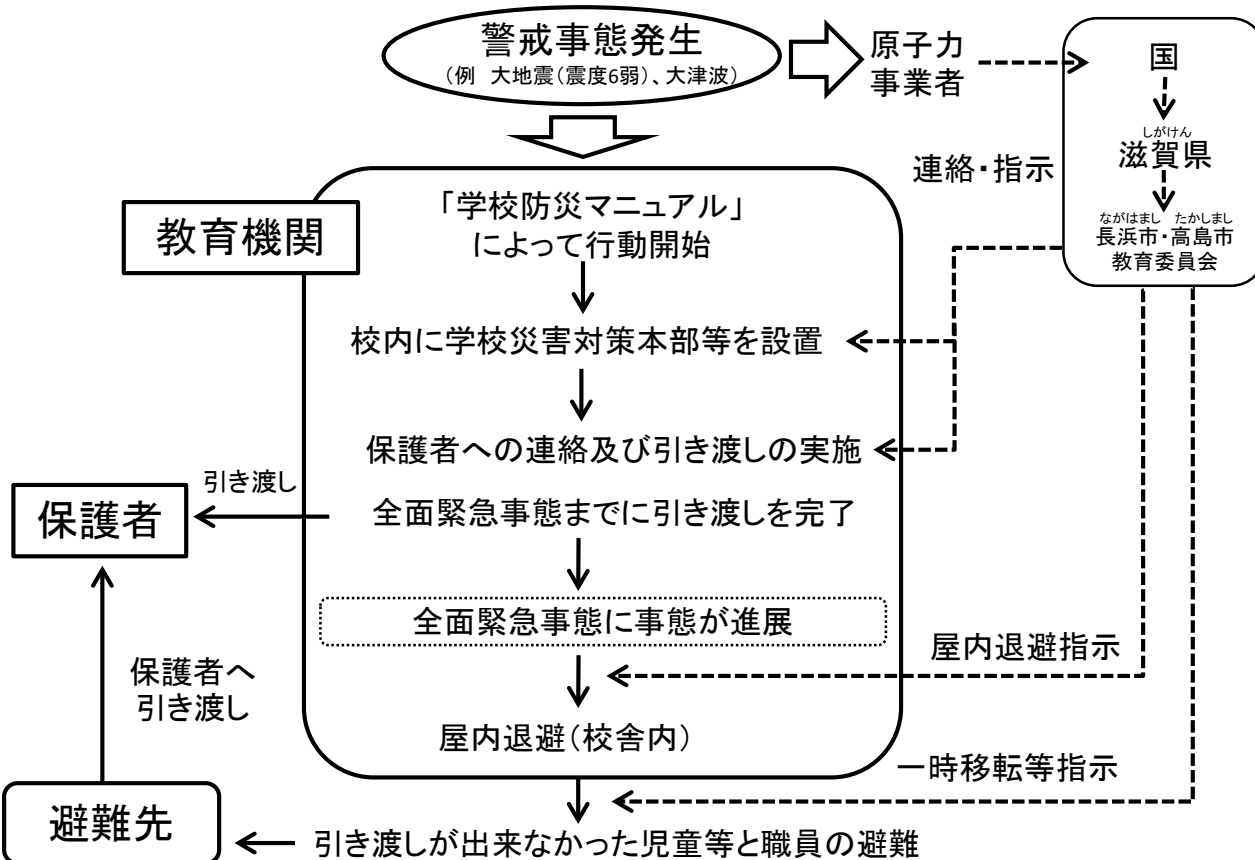
3-11 長浜市におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

- 滋賀県及び長浜市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 長浜市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



3-12 UPZ内の学校等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校防災マニュアルを策定済みであり、学校災害対策本部等は長浜市・高島市災害対策本部や長浜市・高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、長浜市・高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	26	1, 851
小学校	18	2, 259
中学校	8	1, 235
高等学校	2	888
特別支援学校	0	0
合計	54	6, 233

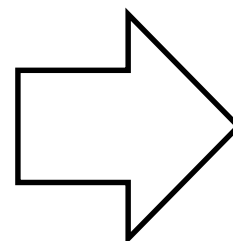
※令和2年4月1日時点

3-13 UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 滋賀県では、UPZ内にある医療機関、社会福祉施設(29施設1,217人)のうち、医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等合計47施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ3施設を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		3	263
社会福祉施設	介護保険施設等	18	492
	障害福祉サービス事業所等	6	102
	救護施設	2	360
	小計	26	954
合 計		29	1, 217



障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

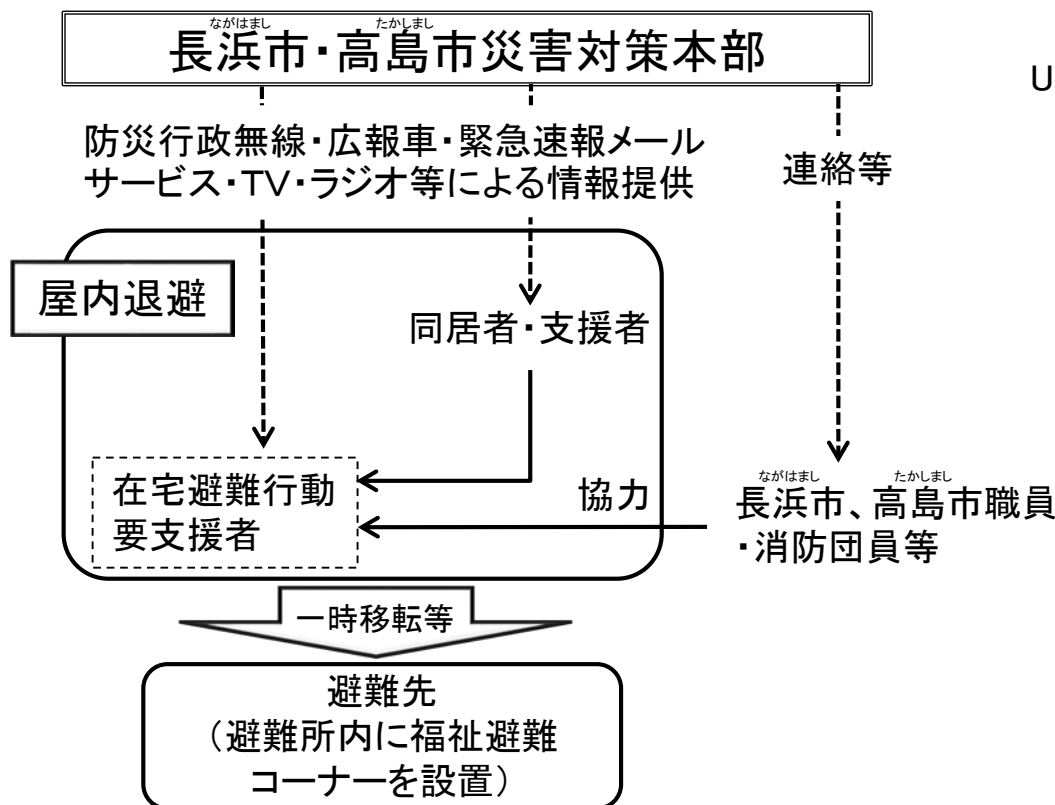
< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
11	950
23	1, 314
13	411
3	360
39	2, 085
50	3, 035

※令和2年4月1日時点

3-14 UPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 長浜市・高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、長浜市・高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、長浜市及び高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

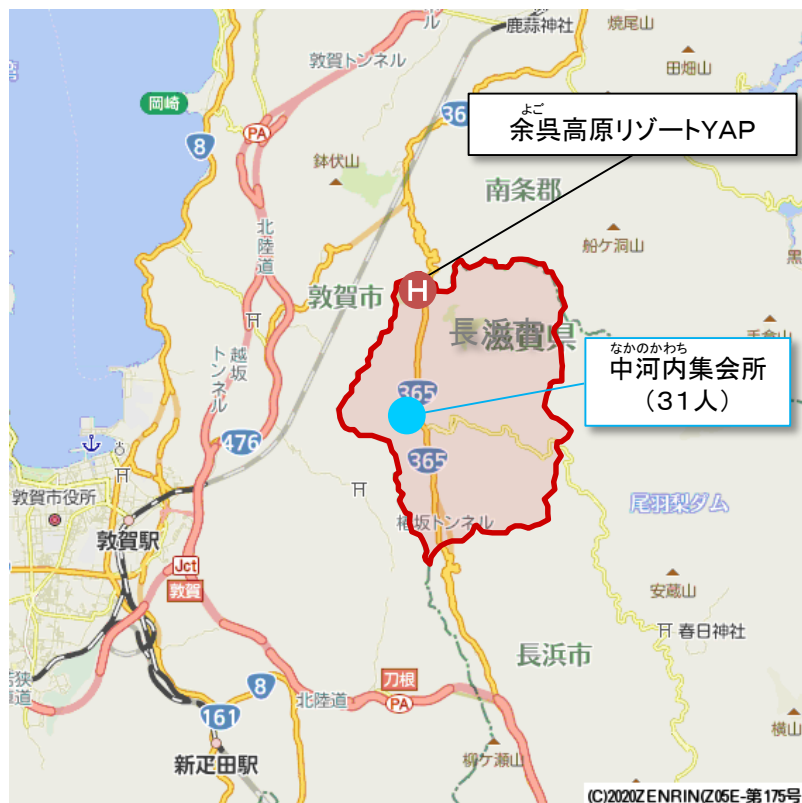
市町名	UPZ内(人)
ながはまし 長浜市	537(360)
たかしまし 高島市	814(814)
合計	1,351(1,174)

※1 ()内は支援者有り
※2 令和2年4月1日現在

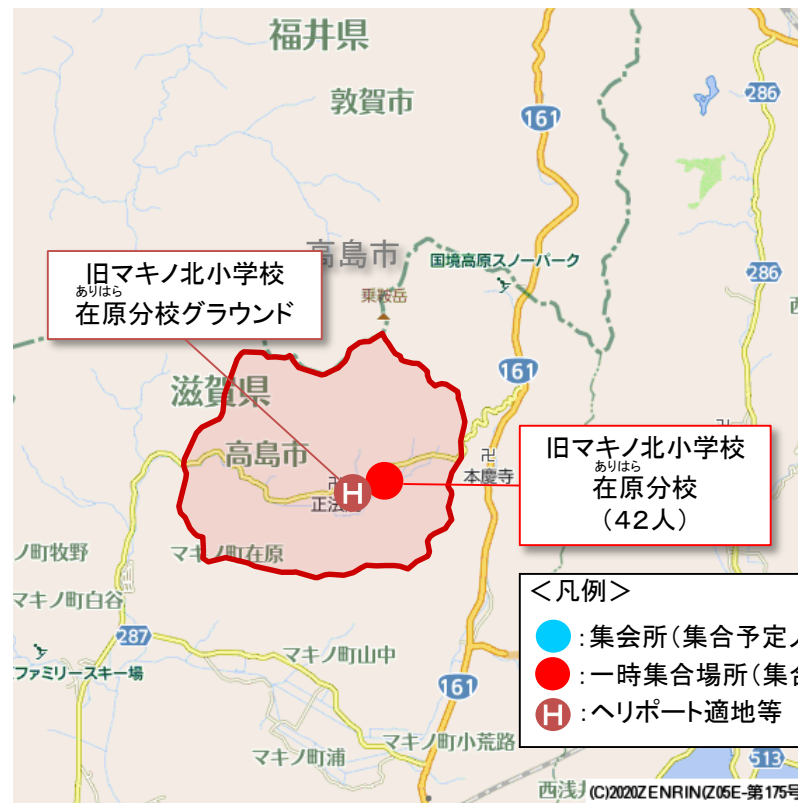
3-15 自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 長浜市内・高島市内のUPZにおいて自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、一時集合場所や集会所等で屋内退避を行う。一時集合場所や集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

例：長浜市余呉町中河内



例：高島市マキノ町在原



- <凡例>
- : 集会所 (集合予定人数)
 - : 一時集合場所 (集合予定人数)
 - H : ヘリポート適地等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

3-16 国、関係機関による輸送能力の確保

- 輸送手段の確保については、まずは避難元県内で対応（福井県内バス保有台数：907台）
- 避難元県の輸送手段で不足する場合には、関西広域連合等関係機関が関西広域連合の構成府県及び連携県ならびに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達。
- それでも不足するような場合には、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】

避難元県内の輸送手段で対応困難



避難元県は、他の府県のバス協会又はその会員への協力依頼を関西広域連合に要請



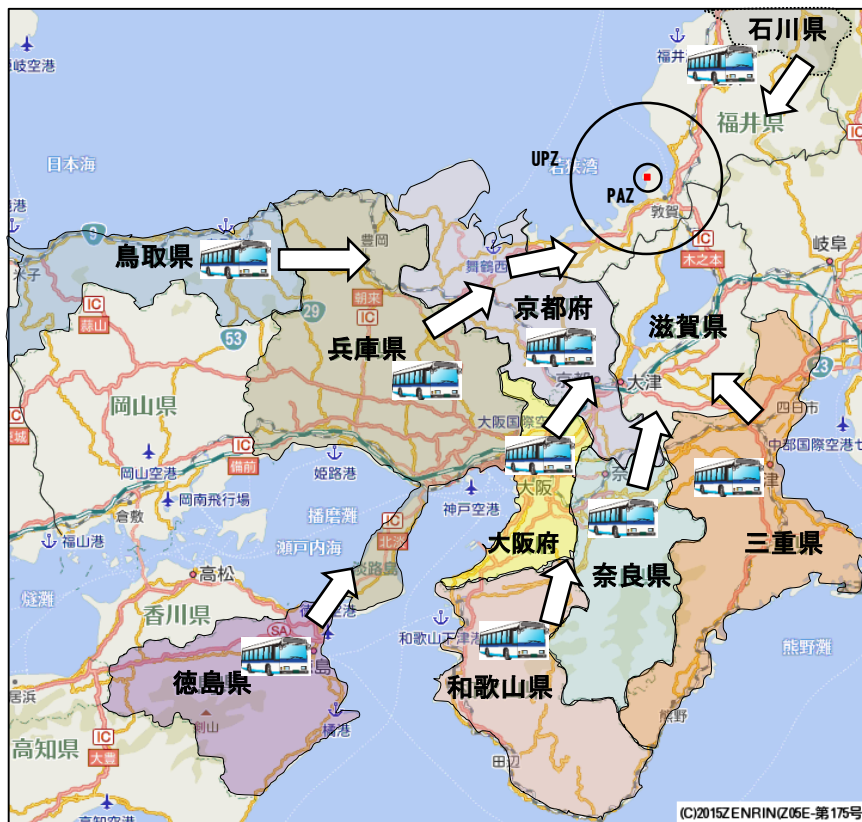
関西広域連合は、速やかに府県と調整し、応援の割当てを定めた応援計画を作成



応援府県は、応援計画に基づき、府県バス協会又はその会員に対し協力を要請



バス協会又はその会員による住民輸送の実施



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
いしかわけん 石川県	1, 111
みえけん 三重県	1, 331
きょうとふ 京都府	2, 363
おおさかふ 大阪府	4, 864
ひょうごけん 兵庫県	3, 842
ならけん 奈良県	991
わかやまけん 和歌山県	711
とっとりけん 鳥取県	510
とくしまけん 徳島県	623
計	16, 346

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

3-17 避難を円滑に行うための対応策

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、関係県・市町及び関係県警察などによる主要交差点等における交通整理・誘導、道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行う。

美浜地域における交通対策

1. 道路渋滞把握対策

ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施。

2. 交通誘導対策

主要交差点等における県・市町職員や県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

3. 交通広報対策

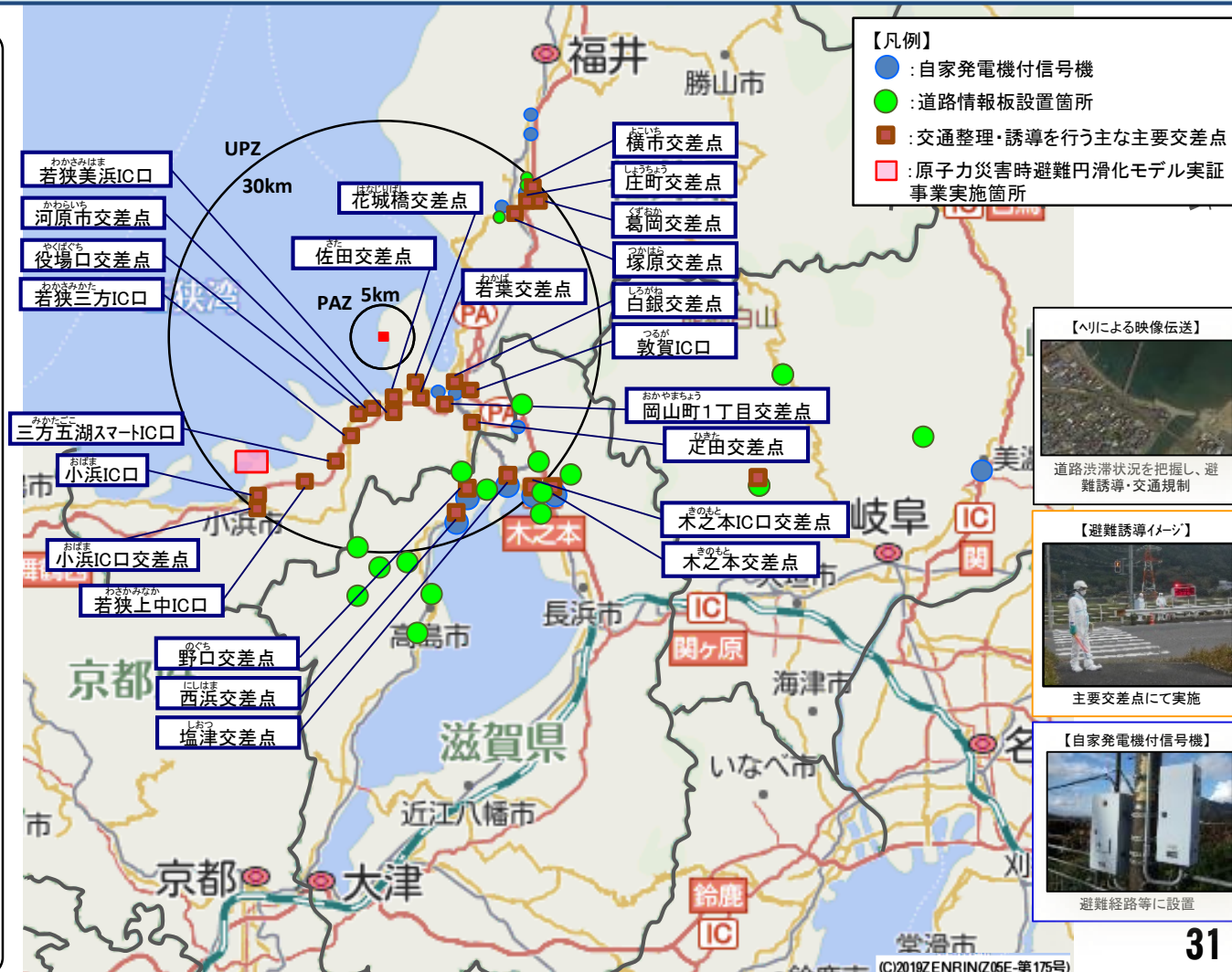
- ・道路管理者が管理する「道路情報板」及び県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- ・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
- ・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

4. 交通規制対策

- ・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
- ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。
- ・一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。

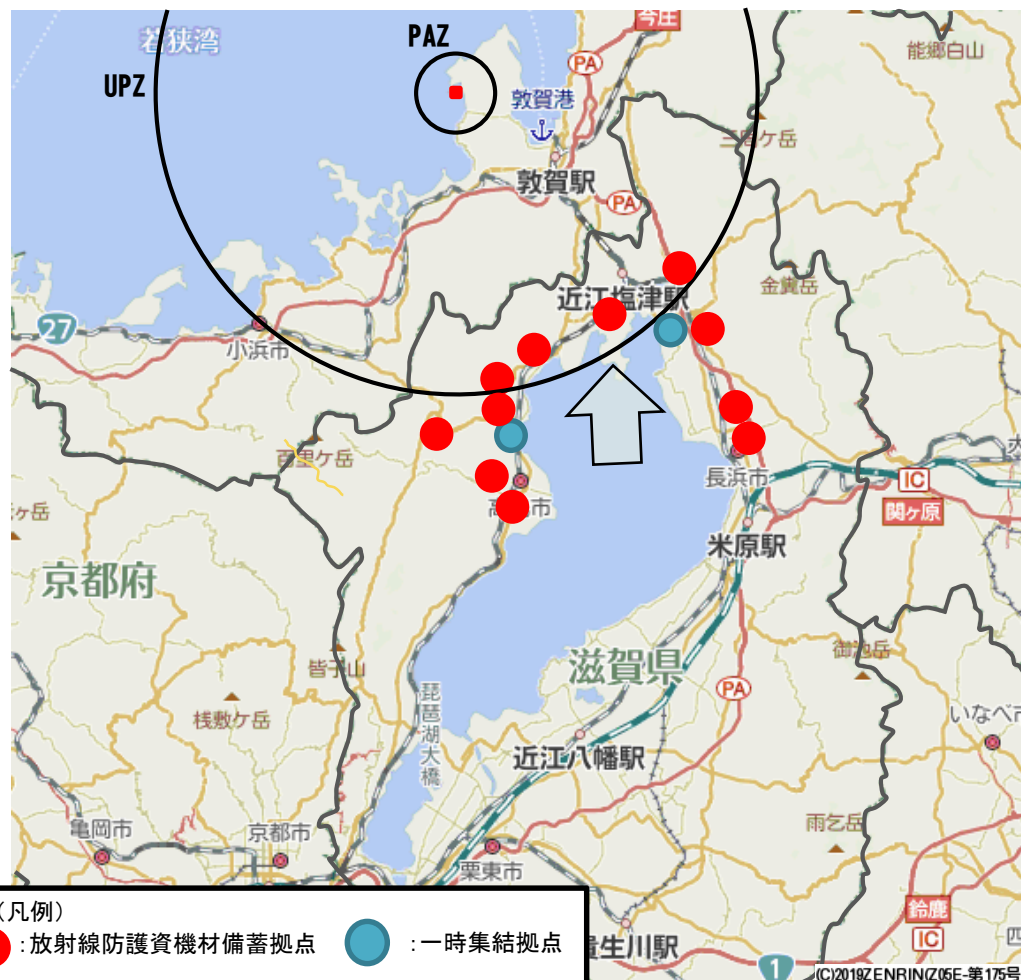
5. その他の避難の円滑化対策

- ・避難経路上の改善を行う等の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業の成果を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。

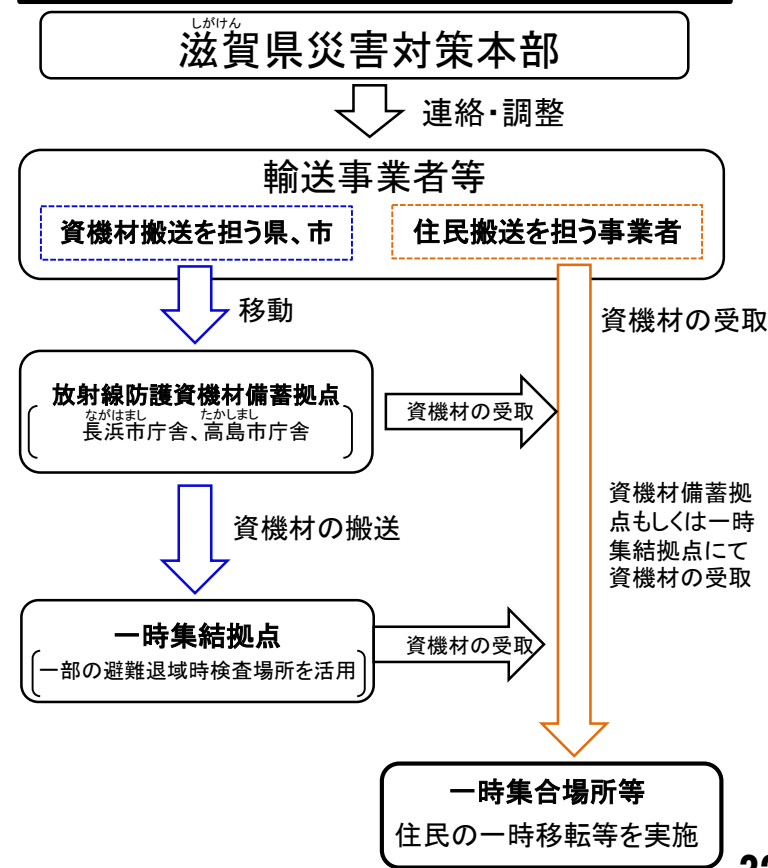


3-18 滋賀県におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点（一部の避難退域時検査場所を活用）で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制



3-19 緊急時モニタリングの実施体制

- 美浜発電所の周辺地域では、発電所を取り囲むようにUPZに111地点（PAZを除く福井県：65地点、滋賀県：20地点、岐阜県1地点、電力：25地点）の測定局を用いて24時間監視を実施。
- 美浜発電所敷地内及びPAZ内では、17地点の測定局で連続測定を実施。

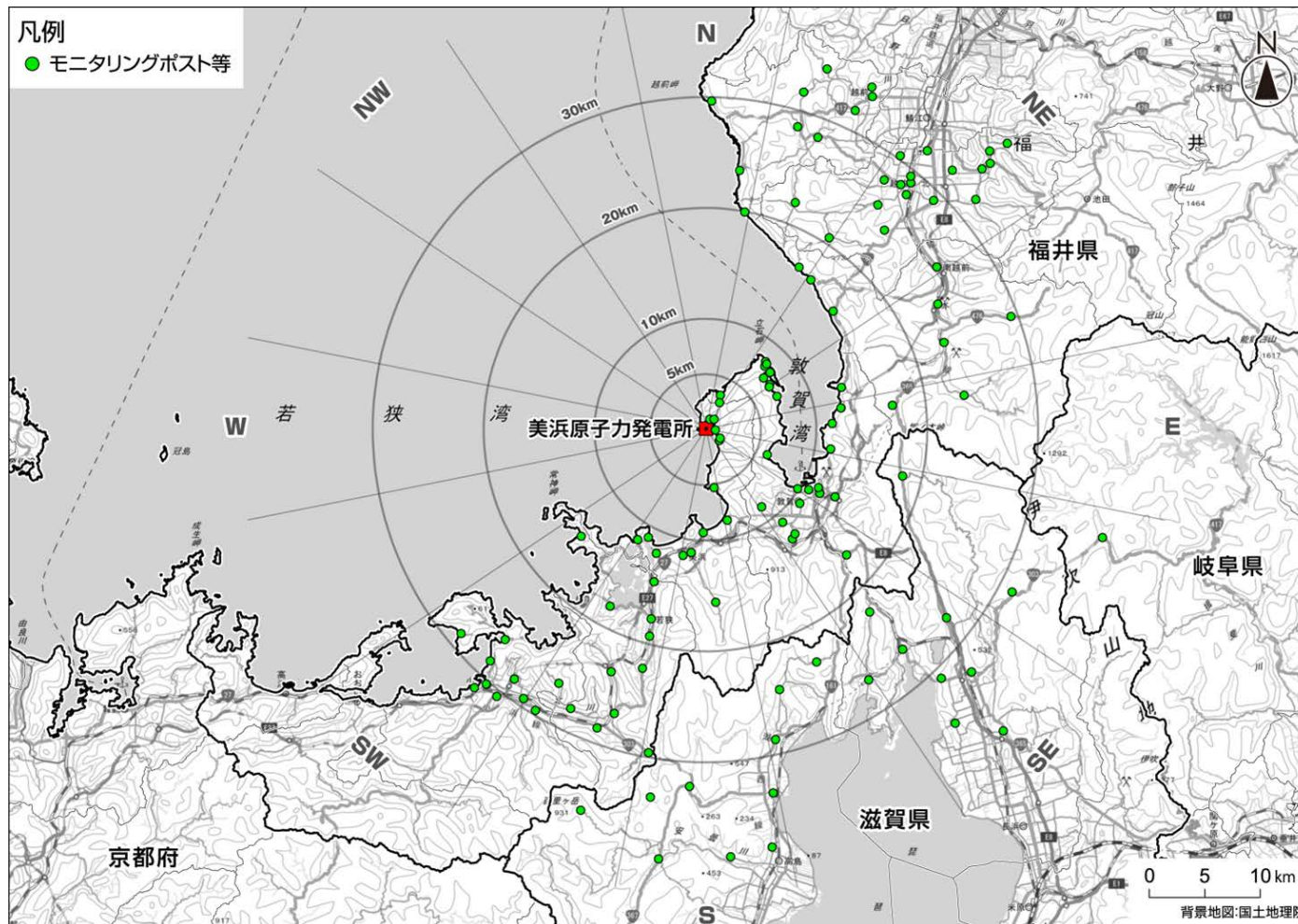


図 美浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位



モニタリングポスト(例)

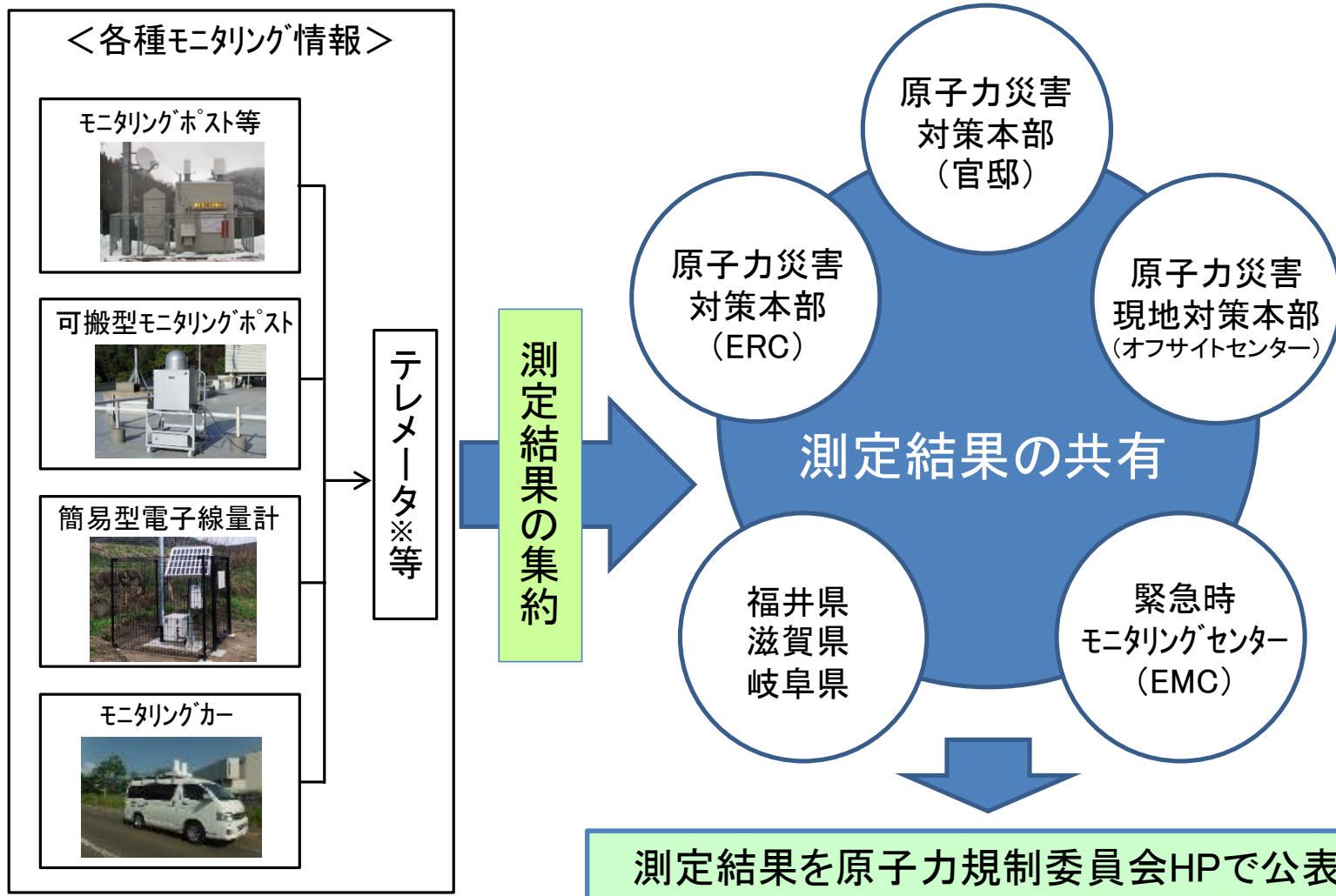


モニタリングカー(例)
[走行サーバイ車]



可搬型モニタリングポスト(例)
[バッテリー付]

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ：モニタリング情報収集装置

3-21 滋賀県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、滋賀県は計135箇所の施設に合計で丸剤589,000丸、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤4,660包を備蓄。
- 緊急配布は備蓄場所となっている一時集合場所等にて、県及び関係市職員が、対象住民等に順次配布を実施。

＜滋賀県における安定ヨウ素剤の主な備蓄場所＞



安定ヨウ素剤備蓄場所

滋賀県: 135箇所中
ながはまし
長浜市48箇所
たかしまし
高島市85箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

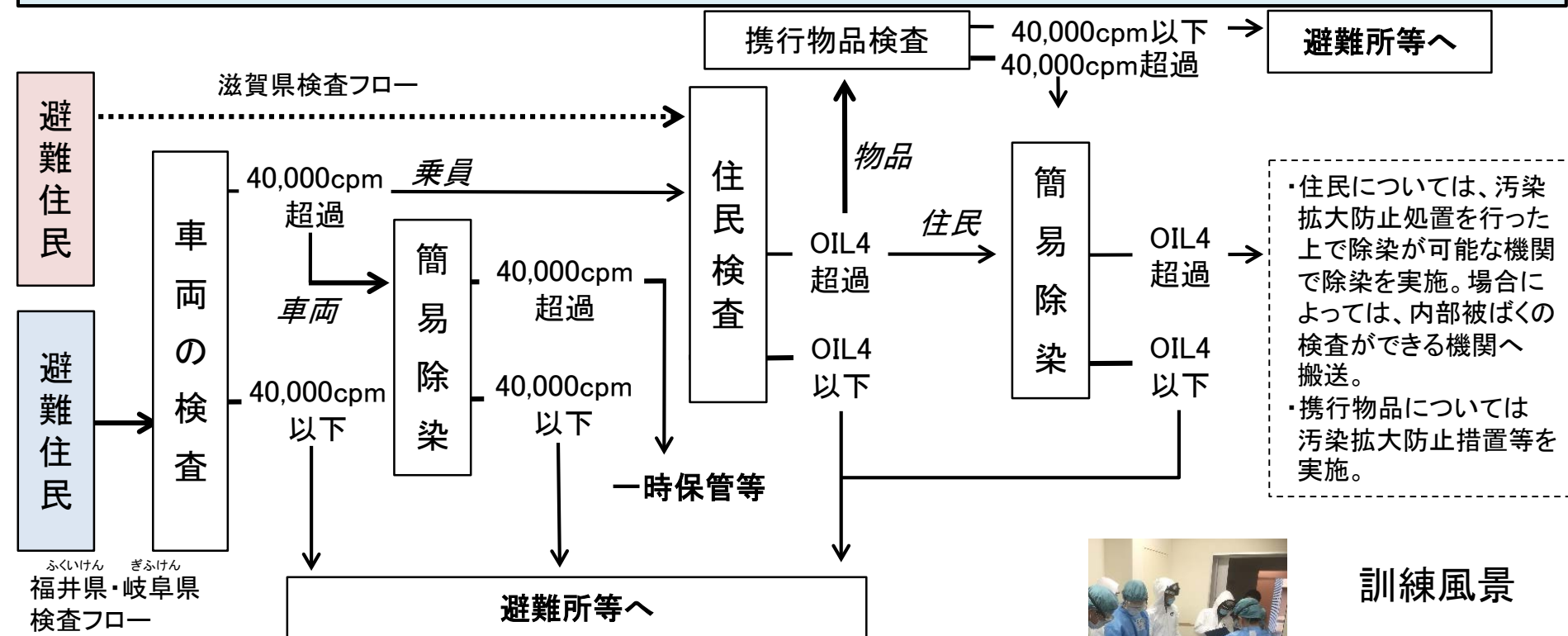
一時集合場所等
(計131箇所)

ながはまし
長浜市(美浜UPZ周辺): 48箇所
たかしまし
高島市(美浜UPZ周辺): 83箇所

- 避難退域時検査は、県内及び県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



【滋賀県検査フロー】

・滋賀県では、避難退域時検査の位置付けと避難者に対する被ばく医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つことから、原則、全住民の検査を実施。

- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。
- ※ 避難退域時検査の結果、基準（OIL4:40,000cpm）以下の場合は、住民に対し通過証等を発行する。



訓練風景



3-24 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞

		避難元		避難等の実施		避難先	
施設敷地緊急事態要避難者等	感染者（重症者）						感染症指定医療機関等で治療
	避難の実施により健康リスクが高まる者	感染者（軽症者等）※2	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。		➢ それ以外の者とは、別々の車両で避難。		それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。
		それ以外の者 ※3	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者（軽症者等）とは別の施設で屋内退避。		➢ 感染者（軽症者等）とは、別々の車両で避難。		感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。
	避難の実施により健康リスクが高まらない者	感染者（軽症者等）※2					
		それ以外の者 ※3					
一般住民	感染者（軽症者等）※2				避難車両		避難所等
			バス避難者等の一時集合場所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。 （例） [感染者（軽症者等）] ・一時集合場所等を経由せず、直接指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・一時集合場所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・一時集合場所等の場所を分ける。		➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。		➢ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
					➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。		➢ 避難先施設では、密集を避ける。
	それ以外の者 ※3						
	感染者（軽症者等）※2				➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。		➢ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
	それ以外の者 ※3				➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。		➢ 避難先施設では、密集を避ける。

手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

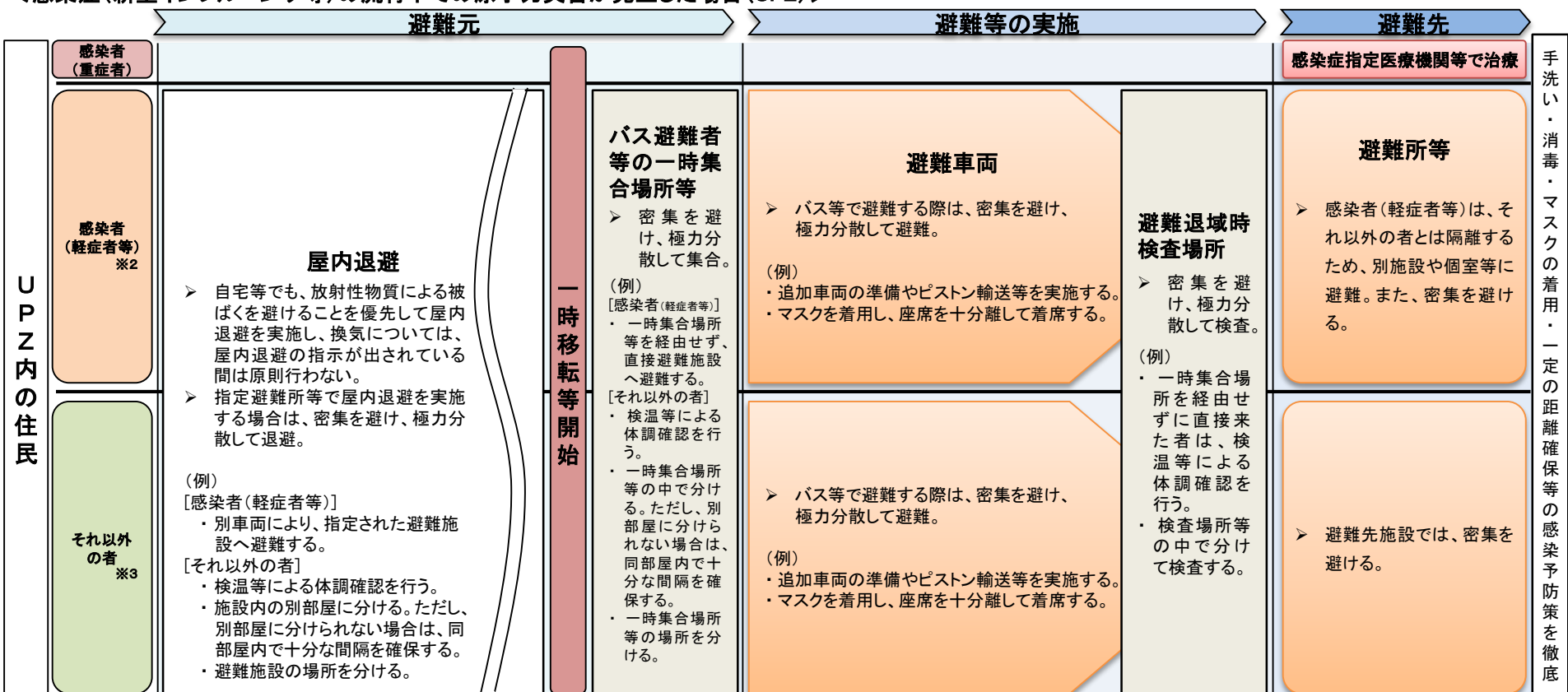
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

3-25 感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

- ◆ 福井エリア地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体が実施する原子力防災訓練で明らかになった教訓事項を抽出し、各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。